

自由研削といしの取替え等業務特別教育(学科のみ)について

(労働安全衛生法 第59条、労働安全衛生規則第36条)

自由研削といしの取替え、又は取替え時の試運転の業務に従事するには、労働安全衛生規則により特別教育を修了することが義務付けられています。

研削盤(グラインダ)には大きく分けて自由研削と機械研削とがあり、自由研削用には次のような種類があります。

・携帯用グラインダ ・スインググラインダ ・卓上(床上)用グラインダ ・切断機

【講習内容】

区 分	講 習 科 目	講習時間
学 科	自由研削用研削盤、自由研削といし取付け具等に関する知識	2時間
	自由研削といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	1時間
	関係法令	1時間

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義となります。

◎実技教育2時間以上(各事業場にてお願いいたします。)

【修了証】

全ての講習を受講されますと、修了証を交付いたします。